

教第89号議案

神戸市教職員の厚生制度に関する規則の制定の件

神戸市教職員の厚生制度に関する規則を次のように制定する。

平成29年3月21日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教職員の厚生制度に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき、本市職員であって地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項に規定する公立学校共済組合の組合員である職員（以下「職員」という。）の厚生制度について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 職員は、相互扶助及び厚生福利の増進を図るため、互助会を設置することができる。

(事業)

第3条 教育委員会は、職員の厚生に関する事項について、公立学校共済組合の実施する事業並びに職員を前条の規定により設置された互助会のうち神戸市立学校教職員共済会及び一般財団法人兵庫県学校厚生会（以下「学校厚生会」という。）に加入させることにより実施するものとする。

(報告)

第4条 教育委員会は、必要と認めるときは、互助会及び学校厚生会に対して、業務の報告を求めることができるものとする。

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立学校に勤務する教職員の福利厚生について、定める必要があるため。